

住民税の申告対象者・期間・場所など

【申告が必要な方】 次のいずれかに該当する方 ▶ 前年中に事業・不動産・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方 ▶ 給与や公的年金収入のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除に変更または医療費控除等の追加の申告がある方
*** 所得税の確定申告をする方は、住民税の申告は不要 ▶ 前年中に収入がなかった方 * 申告の義務はないが、非課税証明書の発行や各種保険料の算定等に影響するため申告が必要 * 被扶養者は原則申告不要(申告が必要な場合もあり)**
 ▶ 区内に事務所または事業所を所有している方で墨田区に住民登録がない方

【申告期間・申告場所】 右表のとおり

【申告に必要なもの】 ▶ 住民税申告書 ▶ 収入(源泉徴収票等)や経費の明細書 ▶ 控除を受けるための書類(医療費控除の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等) ▶ 本人確認書類(マイナンバーカード等)

●住民税額試算・申告書作成システム

自身の所得や控除などを入力することで、住民税の申告書の作成や、住民税額や所得税額の試算、ふるさと納税の控除限度額の試算ができます。区ホームページから利用できますので、ご活用ください。

作成した住民税申告書は、印刷し、必要書類を添付して郵送することで申告が完了します。



【送付先】 〒130-8648 税務課課税係

●申告の際の注意事項

医療費控除の申告をする方

医療費控除の適用を受けるためには、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書のみでの添付では控除の適用ができません)。

「医療費控除の明細書」は、医療を受けた方や病院・薬局等の支払先ごとに、金額をまとめて記載します。明細書の様式は区ホームページから出力できます。なお、医療保険者が発行する「医療費通知(医療費のお知らせ)」の原本を添付することで、明細書の記入を省略できます。また、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)については、区ホームページをご覧ください。



ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方

所得税の確定申告または住民税の申告を行う必要がない方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することで、申告せずに住民税の寄附金税額控除が適用されます。給与所得者で給与以外の所得がある場合や医療費控除等の申告で所得税の確定申告または住民税の申告を行う場合は、ワンストップ特例を申請していても控除は適用されません。申告の際に、全てのふるさと納税の金額を含めて申告する必要がありますのでご注意ください。

■申告期間・申告場所

申告期間	申告場所
2月16日(木)～3月15日(水) の午前8時半～午後5時	区役所会議室21(2階) * 予約制(予約方法は1面参照) * 申告の相談等は税務課(区役所2階)で実施
2月27日(月)～3月3日(金) の午前8時半～午後5時 * 正午～午後1時を除く	▶ 緑出張所(緑3-7-3) ▶ 横川出張所(横川5-10-1-111) ▶ 文花出張所(文花1-32-1-102) ▶ 墨田二丁目出張所(墨田2-36-11ベルクス墨田店商業施設パシオス2階) ▶ 東向島出張所(東向島2-38-7) * 予約不要

① いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

② 給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除や雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。

③ 住民税申告書は、対象と思われる方に1月27日に発送します。

④ 本所・向島税務署では申告を受け付けていません。

令和5年度から適用される住民税の主な改正点

1 住宅ローン控除の適用期限の延長等

住宅ローン控除の適用期間が4年間延長されました(7年12月31日までに入居した方が対象)。住宅ローン控除の額は、次の表で算出した限度額と、所得税の住宅ローン特別控除額のうち所得税から控除しきれなかった額の、いずれか小さい額です。

■住宅ローン控除限度額表

入居した年月	平成21年1月～26年3月	平成26年4月～令和3年12月(①)	令和4年1月～7年12月(②③)
控除限度額	所得税の課税総所得金額×5% (最高9万7500円)	所得税の課税総所得金額×7% (最高13万6500円)	所得税の課税総所得金額×5% (最高9万7500円)

① 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。

② 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定の期間内(注文住宅の場合は令和2年10月～3年9月、分譲住宅等は令和2年12月～3年11月)に住宅の取得等に係る契約を行った場合は、①の条件を満たす場合の控除限度額と同じです。

③ 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローンの対象外となります。

■住宅ローン控除の控除期間表

区分	居住年	控除期間
認定住宅または一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	令和4年～7年	13年
その他の新築住宅	令和4年～5年	13年
	令和6年～7年	10年
既存住宅	令和4年～7年	10年

* 住宅ローン控除の詳細は、国土交通省のホームページを参照



* 認定住宅などに関わる国の補助事業の詳細は、経済産業省のホームページを参照



2 住民税の非課税判定における未成年者の年齢引下げ

民法の成年年齢の引下げに伴い、令和5年度から1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、住民税の課税対象の判定において未成年者に当たらないこととなりました。このため、前年中の合計所得金額が45万円を超える場合は課税されます(扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります)。なお、1月1日時点で18歳未満の方(未成年者)は引き続き、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されません。

■未成年者の対象年齢

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 (令和4年度は、平成14年1月3日以降に生まれた方)	18歳未満 (令和5年度は、平成17年1月3日以降に生まれた方)

キャッシュレス納付をご利用ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出せずに納付できるキャッシュレス納付をぜひ、ご利用ください。

口座振替やクレジットカード納付など、様々な方法があります。なお、納付方法により収納できる上限金額が異なります。詳細は、各ホームページをご覧ください。



税目	納付方法	問合せ	納付方法の詳細
住民税(普通徴収)	▶ 口座振替 ▶ クレジットカード納付 ▶ スマートフォン決済アプリ (au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ)	税務課課税係 ☎5608-6133	区ホームページ
住民税(特別徴収)	▶ eLTAX 電子納税	税務課課税係 ☎5608-6140	
軽自動車税種別割	▶ クレジットカード納付 ▶ スマートフォン決済アプリ (au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayPay、モバイルレジ)	税務課課税係 ☎5608-6134	国税庁のホームページ
所得税 消費税	▶ 振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ) ▶ クレジットカード納付 ▶ ダイレクト納付 ▶ インターネットバンキング納付 ▶ スマホアプリ納付 (au PAY、d払い、LINE Pay、PayPay、メルペイ、amazonPay)	本所税務署 管理運営部門 ☎3623-5171 向島税務署 管理運営部門 ☎3614-5231	
個人事業税 自動車税種別割 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(23区内) 固定資産税(償却資産)(23区内) 不動産取得税 法人住民税・法人事業税ほか	▶ 口座振替 ▶ クレジットカード納付 ▶ スマートフォン決済アプリ (au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ) ▶ ペイジー ▶ eLTAX 電子納税 * 税目ごとに使用可能な納付方法が異なる	墨田都税事務所 徴収課 ☎3625-5061	都主税局のホームページ